から見える道内の外国 の課題

2

が増えてきています。 能実習生から労働相談や支援の要請を受けること ニオンであり、 と申します。札幌地域労組は個人加盟型の地域ユ 札幌地域労組で副委員長を務めております鈴木 近年は道内各地で暮らす外国人技

的に、 共生する時代が本格的に到来しつつあります。 おり、二〇一九年四月の入管法の改正で新たな在 労働人口不足などの諸課題に備えることなどを目 技能実習生に関わる事件をご紹介し、これらの事 地域で生活する外国人が増加し、同じ住民として 人を受け入れ得る間口が広げられたところです。 留資格である「特定技能 日本ではこの間、近い将来に想定される国内の 本日は、 外国人労働者の受け入れをより積極化して この間に札幌地域労組が扱った外国人 が追加され、在留外国

> いと思います。 自治体や労働組合の課題などについてお話しした 件に関わった経験に基づき、実習生制度の問題点

> > 木

道の現状 外国人技能実習制度の概要と実態、 北海

1

が六二六〇人(二九・八%)となり、このほか、 四〇八人(三五・二%)で最多、次いでベトナム 者数は二万一〇二六人で、 フィリピン、韓国なども四~六%を占めています。 成三〇年一〇月末現在)」によると、外国人労働 道労働局作成の「外国人雇用状況の届け出状況 (平 くの技能実習生を受け入れている地域です。 存続が難しい企業等もあると聞きます。 技能実習制度の特徴的な仕組みとして、受入れ 第一次産業の盛んな北海道は、 実習生の労働力に依存しなければ、 国籍別では、中国が七 国内でも特に多 事業の 北海

送られ、 ので、 れます。 ある送出し機関からまず日本国内の監理団体へと その任に当たっています。技能実習生は、 てくる実習生の受け入れを行う非営利団体であ 考・決定を担う「送出し機関」と契約し、送られ 監理団体は、 ており、北海道ではこのタイプしかありません。 企業などは、「監理団体」を経た受け入れを行 するやり方です。このような方法をとれない中小 との間の手続き(申請、 ら労働者を企業自身が受け入れ、地方入国管理局 があります。前者は大企業でなければできないも 機関があります。これには二つのタイプがあり、 「企業単独型」と「団体監理型」 現状では事業協同組合、 海外の現地法人や合弁会社、取引先企業か 監理団体から会社などの実習先へ配 実習生の母国にあってその募集・ 入国許可)も自分で処理 商工会、農協などが の二つのタイプ 母国に 脳属さ

余談ですが、 札幌地域労組が関わった実習生は

ニオン」と名乗る必要がありました。になるため、私たちは「労働組合」もしくは「ユうと、監理団体との混同が起きて紛らわしいこと労働組合が自ら名乗る際に「組合」と言ってしま、監理団体のことを「組合」と呼んでおり、私たち

なお、韓国の場合、日本の外国人技能実習制度に比べればはるかに優れています。他全なが親の運動などを背景に、送出し機関も監理団体労組の運動などを背景に、送出し機関も監理団体ら別の制度に改められています。健全なお、韓国の構造があるとし、現代版の奴隷制度であるとの認識が広まったからです。韓国の現行制度にも問題が全くないとは言いませんが、日本の外国人技能実習制度に大ればはるかに優れています。

いう指摘もあります。

べトナム人技能実習生に聞いたところによるいう指摘もあります。

2. なぜ外国人の労働問題を扱うのか

1 カトリック教会・難民移住移動者委員会と

年一月のほぼ同時期に発生した不当解雇事件が二札幌地域労組が関わった事件のうち、二〇一九

司教区) 他の労働組合の関係者、 けに応じて、数年前から外国人に関する学習会に どを扱う「難民移住移動者委員会」との関係が縁 件あります。 う見通しがあったからです。 ならない時代がそう遠くない将来に必ず来るとい 働組合として外国人の労働問題に対応しなければ 習会に参加しようと考えたのは、時代の流れとし る市民団体の関係者、 参加してきています。学習会には、私たちのほか、 になって、札幌地域労組に連絡が来た事件でした。 て、 実は私たち札幌地域労組は、 十数人規模で続けています。 国が外国人労働を認めようと認めまいと、労 に設置されている、 いずれ ŧ 弁護士、 カトリックの教会 貧困問題の分野で活動す 外国人の人権問題な 研究者などが参加 同委員会の呼びか 私たちがこの学 幌

なく、 技能実習生たちでした れも不当解雇されたのは り、二一日には東川町および美幌町 Iファームの強制帰国事件に関わり、 まずは札幌市手稲区新発寒にあるKOTOBUK 暇期間中の一月四日、 こうした経緯もあったことから、 「解雇事件にも関わることになりました。い 学習会に参加している弁護士から連絡があ 同委員会から連絡が来て、 ベトナムから来ていた 年末年始の休 の東興青果の それから程 ず

② これまでの経験が活用できる分野

大変な事案を受けてしまったという感覚でしいれらの事件に関わり始めた当初は、正直言っ

て、

です。

ば、 が守られるわけがありません。 は労働者の無権利状態であり、 語で書いた就業規則でよいとされています。これ のですが、 なければ、 ム語で書かれた就業規則を現場に周知するなどし 解釈が判例上も主流になっています。そうであれ 者に周知していなければ無効の扱いになるという 周知義務 質なのは、 企業による外国人技能実習生への対応として悪 例えばベトナム人の実習生に対してはベトナ 厚労省の見解にも後押しされて、日本 規則の内容は彼らに伝わらないはずな 規定に関わります。 例えば同法第一〇六条の 外国人技能実習生 就業規則は、 「就業規則 労働 0

形労働時間制」が用いられることが多くなって ている大企業以外では、 てきた経験上、 うものです。そのため、 ている仕事において、 ます。同制度は、繁忙期と閑散期がある程度決まっ ・を誤魔化すために使われているというのが実態 また、 実習生の勤務体制では、 勤務時間の管理がしっかり行われ 労働時間を調整できるとい この制度は残業代の支払 私たちが労働相談を受け 年 单 位 一の変

外国人技能実習生はさらに悪い状態に置かれます。では、日本人の労働者でさえ誤魔化されるのに、です。残業代の算定が複雑になるこの制度のもと

| 雇事件|| 3. KOTOBUK-ファームによる不当解

(1) 事件の経緯

帰国を迫られました。 習期間の満了まで九カ月を残し、退職を強要され 員とともに、ベトナム人技能実習生が働いていま です。この会社が、栗山町で、 送業者の子会社で、 件です。同社は寿運輸 こ総研)を経営しており、ここでは日本人の従業 う「北海道きのこ生産総合研究所」(以下、きの 社が起こしたベトナム人技能実習生の不当解雇事 しかし、彼らベトナム人実習生たちは、実 曽 K OTOBUKIファームという会 実際にはペーパーカンパニー (札幌市手稲区) という運 椎茸栽培などを行

ウレタンの吹きつけです。

されるというかたちをとっていました。 実習生たちはそもそも、実習先のきのこ総研に 実習生たちはそもそも、実習先のきのこ総研に 実習生たちはそもそも、実習先のきのこ総研に 実習生たちはそもそも、実習先のきのこ総研に

に加入し、使用者と団体交渉をすることにしまし帰国を迫られた四人の実習生は、札幌地域労組

ついて賃金補償を求めていくこととしました。た。当労組としては、有期雇用契約の残余期間

(2) 実習生の宿舎の状態

で住まわされていました。天井は天井板が無く、で住まわされていました。天井は天井板が無くと、主な特徴は以下のとおりです。を内を見ると、倉庫の内部を見せてもらいました。主な特徴は以下のとおりです。を内を見ると、倉庫の内部を見せてもらいました。主な特徴は以下のとおりです。とれば二つ一九年二月、真冬にてがベニヤ板で仕切られ、二段ベッドがいくつかるがベニヤ板で仕切られ、二段ベッドがいくつかるがベニヤ板で仕切られ、二段ベッドがいくつかるがベニヤ板で仕切られ、二段ベッドがいくつかる。天井は天井板が無く、で住まわされていました。天井は天井板が無く、で住まわされていました。天井は天井板が無く、で住まわされていました。天井は天井板が無く、で住まわされていました。天井は天井板が無く、で住まわされていました。天井は天井板が無く、で住まわされていました。天井は天井板が無く、ではまりでは、現場では、現場では、現場では、現場では、大井は天井板が無く、では、大井は大井板が無く、

寝室には暖房設備がなく、法令(「事業附属寄寝室には暖房設備がなく、法令(「事業附属寄存出入りして夜中に走り回るような状態が放置から出入りして夜中に走り回るような状態が放置がら出入りして夜中に走り回るような状態が高寄

○代の女性たちが住まわされていました。上の安全性にも不安があるようなこの建物に、二らドアごと外せるのではないかと思います。防犯バーがあれば簡単に外せますし、腕力がある人な出入り口のドアの取り付けも雑で、鍵はドライ

万円の家賃収入となる)。のような建物で、大家である寿運輸は年間二八八円を納めさせていたという実態があります(廃屋り、しっかりと実習生たちには一人当たり月二万り、しかし、こんな酷い状態でも家賃が発生してお

③ 使用者側の不当労働行為について

あらためて言うまでもなく、私たち労働組合があらためて言うまでもなく、私たち労働組合が高帝令を発してもらうことも可能ですし、場合に活命令を発してもらうことも可能ですし、場合によっ。不当労働行為に対しては労働組合から担害す。不当労働行為に対しては労働組合がら対策立条の定める「不当労働行為」の一つに該当します。不当労働行為に対しては労働委員会から救策で、不当労働行為に対しては労働委員会から対策である。不当労働行為に対しては労働委員会から対策である。不当労働行為に対しては労働委員会が、私たち労働組合があらためて言うまでもなく、私たち労働組合があらためて言うまでもなく、私たち労働組合があらためて言うまでもなく、私たち労働組合があらためて言うまでもなく、私たち労働組合があらためて言うまでもなく、私たち労働組合がある。

○万~一三○万円になります。
○万~一三○万円になります。
とが可能です。その額としては一人当たり一二の契約期間の賃金などについて損害賠償を求める許されないはずの中途解雇をしているので、残り許されないはずの中途解雇をしているので、残り許されないはずの中途解雇をしているので、残りかを結んだ上で働いていた実習生たちを、制度上

機関の関係者が実習生の実家に行って実習生の親機関に現状について連絡し、これを受けた送出しれました。まず監理団体がベトナムにある送出しあわせて、監理団体に以下のような動きが見ら

と言って圧力に屈しない姿が見られました。うなことはやめるよう説得させて、事態の沈静化をはかろうとしたのです。この動きの中であらためて感心したのは、ベトナム人の労働者としてのめて感心したのは、ベトナム人の労働者としてのかしたのは、ベトナム人の労働者としてのが、労働組合に入って使用者と争うよ

4 初回の団交から解決までの経緯

く示すことです。 残りの実習期間の賃金補償を行うという意思を早 求めました。本件の場合、 当する旨を書面で抗議しつつ、早く解決するよう ちはこれを受けて、この団交が不当労働行為に該 ような発言も平気でしてしまっていました。私た 交渉」も不当労働行為になりますが、「私にはわ 労働行為に関する知識も無いらしく、「不誠実な は主に交通事故の処理をしているような人ですの る親会社とのつながりが深い弁護士であり、普段 かりません」など、「不誠実な交渉」に該当する で (実習生の親に対する圧力を送出し機関にかけさ (弁護士との間で具体的な交渉が行われました。 強要をやめさせること、 使用者側が出してきた弁護士は、運送業者であ 法令を守ることなどを求めました。そして、 労働法制については全くの素人でした。不当 [の団交を終えると、 の団体交渉では、 あわせて、 労組と使用者側の代理人 労組側 「早く解決する」とは 交渉資料を出させるこ 監理団体の虚偽答弁 から、 退職と帰国

議もしました。せたことを事実ではないとしたこと)に対する抗

は大概勝てないらしく、これを交渉の中で半額で 裁判でも争われてきていますが、 半分を返還すると言ってきました。外国人技能実 住居の状態は酷いと感じていたのではないかと思 で、 遭っていたら、黙っていられるのか」ということ させていたので、その額の根拠の提示を求めたと でしたが、にもかかわらず月二万円の家賃を納め めました。先ほどご紹介したように、 も返還させたということは快挙です。 いろな理屈をつけて反論してくるため、 習生の家賃に関してはトラブルが頻発しており、 います。後日、すでに納めていた二年余の家賃の のは、「あなたの娘がもし外国でこのような目に いうことです。その際に私がこの弁護士に言った の住居はネズミが走り回るような酷い環境のもの さらに、住居費の根拠に関する情報 さすがに黙ってしまいました。彼自身もこの 使用者側もいろ 実習生たち の提出 実習生側 当も求

違反しています。

しています。 いても金銭解決で合意がとれ、本件はすでに解決いても金銭解決で合意がとれ、本件はすでに解決

⑤ 同様の事件が再発

れに伴いKOTOBUKⅠファームは、当時一七きのこ総研が二○二○年三月をもって倒産し、こは、再度同様の不当解雇事件を起こしています。二○二○年に入り、KOTOBUKⅠファーム

いので、解雇権乱用に当たり、 者選定の合理性、 整理の必要性、 反しています。さらに、 に当たり、「労働契約法」 のですが、本件の解雇は 反)

で、実習生たちに違法な働かせ方をしてい 人いたベトナム人技能実習生を全員解雇したの このケースでは、 札幌地域労組はこの事件にも関わりました。 解雇回避努力義務の履行、 手続の妥当性) そもそも偽装請負 整理解雇の四要件(人員 「契約期間中の解雇等」 第一七条第一項にも違 同法第一六条にも を満たしていな (派遣法 被解

本件では団体交渉を三回行いましたが(三回目本件では団体交渉を三回行いましたが(三回目を進めているところです。

4. 東興青果による不当解雇事件について

(1) 事件の経緯

能実習生を受け入れていました。監理団体は「三は東川町と美幌町にあって、そこでベトナム人技で会社の「Tokoファーム」の選果場が道内で子会社の「Tokoファーム」の選果場が道内で展事件です。東興青果の本社は名古屋市にあり、雇事件です。東川町にある青果卸売会社「東興青

す。 り、代表理事は元愛知県議という肩書きの人物で 愛友好交流共同組合」で、これも名古屋市内にあ

当労組が支援した実習生は、同社に当時二一人という建前で来日し、三年間の雇用契約期間で、という建前で来日し、三年間の雇用契約期間で、タマネギやジャガイモなどの大きさを仕分けする作業や、畑での作業などを学んでいました。この作業や、畑での作業などを学んでいました。このに当たります。

彼女たち実習生は二〇一九年一月八日、休憩時間に事務所に呼ばれ、「悪天候で作物の収穫が減り、契約農家の事業が縮小したため、人を減らしられたそうですが、実際には解雇でした。「外国人の技をする法律」第三条第二項により、技能実習を労働力る法律」第三条第二項により、技能実習を労働力の需給の調整手段として扱うことは認められておらず、雇用契約期間中の解雇も許されていませんが、このケースではこうしたことが行われていたということです。

② 実習生の生活状況

差し引かれ、手元に残るのは月九万円ほどでした。 実習生の収入は、 給料から社会保険料や家賃が

ます。
ます。
ます。
ます。
まだ多額の返済が残っている人もいたそうです。日本に来るため一○○万円余りの借に一回、母国の両親に一○万円の仕送りをしていに一回、母国の両親に一○万円の仕送りをしてい

日常的に苦労していたのが買い物です。 普段買い 日常的に苦労していたのが買い物です。 普段買いおり、買い物の度に会社の車で送迎してもらっていおり、買い物の度に会社の車で送迎してもらっていおり、買い物の度に会社の車で送迎してもらっていたのが買い物です。 普段買い

ていたようです。 め、スーパーに買い物に行った際には、ペットボ 寮では、蛇口から濁った水が出てきます。そのた 利用しており、道内で唯一、上水道が無い、 る」と反対されたため、 ちが水道を使うようになると、 備しようとしたが、 なかったそうですが、会社の担当者は、水道を整 かったそうです。雪をとかした水を湧かして使う 卜 おいしい町です。しかし、 こともあったそうです。会社に言っても改善され 東川町は大雪山系旭岳の雪どけ水を生活用水に ルの飲料水を大量に買い込まなければならな 近所の住民から、 改善できなかったと言 実習生の暮らしている 水圧が下がって困 「実習生た 水の

③ 組合加入に対する妨害

本件に関わるに当たって、私は、最初に連絡を くれた弁護士とともに、まず東川町に行き、そこ くれた弁護士とともに、まず東川町に行き、そこ いにるベトナム人技能実習生たちを対象に、いわ ゆるオルグ(組合加入への働きかけ)を行いました。 ベトナム人の実習生たちは、フェイスブックな どのSNSを通じてつながっており、東川町での オルグの際、美幌町にいるベトナム人にもSNS を使って組合加入を呼びかけたところ、数人から すぐに加入の意思表示がありました。

れば、 期間、 を提供してくれたからこそ、 をスマホのカメラで撮影し、 脱退してしまったのですが、 ています。結果的に美幌の実習生たちは組合 ケースでは具体的な文書という動かぬ証拠が残 証拠を残さないように行うことなのですが、この スでもよくあり、とはいえ、一般的には経営者は です。このようなことは実態的には日本人のケー どと書かれていました。 組合に加入した場合は上記の保障は無くなる、な れた文書では、実習先の変更が許可されるまでの ときに会社側から美幌町にいる実習生たちに出さ が組合に加入することを妨害してきました。その 社側が察知し、会社側が先に動いて、実習生たち しかし、本件では、こうした私たちの動きを会 この文書は監理団体の幹部が作成したもの 生活費や給与を保障するとした上で、労働 後に判明したところによ 彼女らが上記の文書 私たちはこれを具体 SNSを使って画 Iから

的な証拠として入手することができたのです。

訴状を提出したほか、

外国人技能実習機構と 札幌地裁に解雇

こいう

し立てを行

あわせて、

(4)解決までの経緯

なりました。 残りの実習期間 通じて札幌地域労組に加入し、 一九日の まず団交前の取り組みとして、 人の実習生は 連 の取り組みがあり、 の賃金の補償を求めていくことに 知 人から紹介された弁護士を 東興青果に対し、 この日は激動 九年一 月

まず北海道労働委員会に不当労働行為の救済の申 日として印象に残っています。 この日だけで、 0

と断言しました。私自身も初めての経験でしたが が まりました。さらに、この日の夜には前日に計 なかったことが奏功したのか、 組合や市民活動団体の関係者などが参加しました。 Kも民放各社も全ての地元テレビ局から記者が集 会見を開きました。実習生たちが自らの顔を隠さ 行政庁の札幌事務所に申し入れも行った後、 して急いで準備した支援集会も開催し、 初 いきなり立ち上がって謝罪し、 一の団交では、 始まって早々、 この会見にはNH 「必ず解決する 会社側弁護士 他の労働 記者 画



スタートの記者会見(2019年1月29日)

不当解雇&組合弾圧に抗議!

ナム人実習生を支援しよ

東川町での第1回団体交渉(2019年2月4日)



和解成立後、祝賀会を開催(2019年2月21日)

この 団交では、 の数分でしたが、 写真の撮影が許可されたほ 使用者側の弁護士が暗 この交渉では、 テレビ局のカメラが入っ 有期 い表 雇 用

たので、 まる前 実習生七人をバラバラにしようとする意図が見え てみたところ、道内外の山奥の地域ばかりであり、 た」と言ってきました。 は無理」、 情で来て、 向で労使協議を続けていくことが確認されまし 契約の残余期間に対し会社が一定の補償をする方 て撮影も行われました。 二回目の団交では、 その提案を拒否しました。また、 「その代わり、 前回交渉での発言を翻し、 次の就労先がどこか聞 次の就労先を用意してき 「金銭解: 決

分を補償することで合意し、和解が成立しました。 こで即決で解決するなら、 三〇〇〇万円ほど請求されるのではないか」、「こ できました。その上で、 賃金補償、 の実習期間分(八~二〇カ月)の賃金のかなりの部 説得することになり、最終的には、 執しない」と投げかけたところ、弁護士が社長を は撤回しない」と言ってきたので、 すなわち金銭解決を強く求めることが 組合側から、 必ずしもその金額に固 会社側が残り 残りの期間 「裁判なら

う団体です。監理団体は本来は実習先の企業を監 雇を実習先企業に指示していたことになります。 スでは監理団体自身が雇用契約期間の途中での解 査・指導する立場であるにもかかわらず、このケー 本件の監理団体は「三愛友好交流協同組合」とい は 和解成立後、七人の実習生たちは、残りの在留 、すべて監理団体の指示だったと発言しました。 交涉後、 会社側の代理人弁護士は、本件の解雇

期間を他の実習先に移ることも選択肢としてはあ れなかった」という言葉が印象に残っています。 に実習生の一人が言っていた「日本では何も得ら いと判断し、)得ましたが、 帰国することにしました。帰国直前 環境や待遇はこれまでと変わらな

月六日)。

5 待と課題 外国人技能実習生を守る労働組合への期

ては以下のことを指摘できます。 当事者である実習生たちが泣き寝入りせず、 (上で紹介してきた事件を解決できた要因とし すなわち、 第

> 果たすべき役割の大きさをあらためて実感します。 そして第四に、何より諦めずに仲間たちと団結し 側の騙しの説明の録音など、 労働組合に加入し、使用者側と団体交渉を行った 周りに相談したこと。第二に、 国人技能実習生を救済していく上で、労働組合の たことです。不当解雇などの被害に遭っている外 しかし、日本国内の労働組合の実態はどうかと 第三に、違法な契約書などの撮影、 証拠を残したこと。 団結権を行使して 使用者

から改善命令を受けています(朝日二〇一九年九 の賃金も支払っていないなどの問題が発覚し、 画の内容と異なる作業を実習生に行わせ、計画上 きなくなっています(日経二〇一九年一月二五日)。 能実習の認定を取り消されて、五年間受け入れがで 四社は、 報道によると、三菱自動車やパナソニックなどの 能実習制度への対応において問題が起きています。 言えば、この間、いくつかの大企業で、外国人技 また、日立製作所は、 実習計画への違反などの理由により、技 国に提出した技能実習計 玉

態を伝え、関係情報を集積したユニオンがマスコ ミも上手く活用しながら問題を可視化したため 習生が地域の小さなユニオンに駆け込んできて実 的 以上の二つのケースはいずれも、 に動いて摘発したのではなく、 当事者である実 行政庁が積 極

チェック機能を果たしていないから、 な 問題は、それらの企業の職場にもそれぞれ 労働組合があるはずなのですが、 実習生たち そこが 立

処分につながったという経緯のものです。

派

玉 れて然るべきです。 のでしょう。そういった労働組合の姿勢は批判さ ならないということです。 はわざわざ地域の小さなユニオンに行かなけ [人のことは自分たちには関係ないと思っている 職場の労働組合は、 れ 外 ば

ということです。現代の日本人の暮らしを考える るのか、それとも、見えないふりを続けるのか、 考えていく必要があると思います。 り」という『論語』の格言をもう一度しっかりと の原点に立ち返り、「義を見てせざるは勇無きな ているという現実を思うならば、労働組合の活動 働なしに私たち日本人の生活は成り立たなくなっ ていないものはほとんどありません。外国人の労 と、食卓に上るものの中で外国人労働者の手を経 泣いている労働者がいるのならば、その人を助け のは、日本人か外国人かを問わず、 労働組合の果たすべき役割として問われている 地域や職場で

だくことを期待します。 働組合として率先して動き、 している外国人が困っているときに、 もそのことに気づく立ち位置にいるはずです。 最後に、自治体職員の労働組合は、 手を差し伸べてい 他の誰より 地域で暮ら 労

<すずき はじめ・札幌地域労組副委員長

とめたものです。 国人共生研究会 本稿は、二〇二〇年六月一八日に開催し 第 回学習会の内容をま 文責 編集部 た